

東京工芸大学後援会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京工芸大学後援会と称する。

(本部及び支部)

第2条 本会の本部は、東京工芸大学内に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員 東京工芸大学に在籍する学部生及び大学院生（以下「学生」という。）の父母
又はこれに代わる保護者

(2) 特別会員 東京工芸大学に勤務する教育職員及び事務職員

(目的)

第4条 本会は、会員相互が協力し、東京工芸大学（以下「大学」という。）及び学生の発展と向上に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 大学の教育研究の発展及び教育環境の整備改善に関する事業

(2) 学生の研究助成及び経済援助に関する事業

(3) 学生の福利厚生、課外活動（ボランティア活動を含む。）の助成に関する事業

(4) 学生の学業及び生活に関し、会員相互の情報交換会の支援に関する事業

(5) 大学広報誌等の製作及び発行の助成に関する事業

(6) 学生の傷害保険の加入及び慶弔見舞金の贈与に関する事業

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(運営経費)

第6条 本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 正会員の会費は、年額1万8千円とし、これを2回に分けて前期及び後期の学費とともに納入するものとし、その徴収業務は大学に委託することができる。

3 特別会員については、その会費の納入を免除する。

(事務局)

第7条 本会の業務及び会計を処理するために事務局を置き、その任務を大学事務局厚木キャンパス及び中野キャンパス（以下「両キャンパス」という。）事務部庶務課に委託する。

第2章 役 員

(役員)

第8条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名 (工学部・芸術学部・大学院の正会員の中から各1名)
- (3) 常任委員 相当数 (各学年・各学科の正会員の中から各1名及び特別会員の中から選出された委員)
- (4) 会計委員 2 名 (副会長の中から1名及び特別会員の常任委員の中から1名)
- (5) 監査委員 3 名 (正会員の中から2名及び特別会員の中から1名)
- (6) 顧問 若干名

(役員 of 職務)

第9条 役員 of 職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ委嘱した副会長が会長職務を代行する。
- (3) 常任委員は、会務及び事業 of 執行にあたる。
- (4) 会計委員は、別に定める会計規則に基づいて本会 of 会計事務を処理する。
- (5) 監査委員は、本会 of 事業 of 執行状況及び会計財務を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。
- (6) 顧問は、会長 of 諮問に応じて役員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。

(役員 of 選出)

第10条 会長及び副会長は、役員会において正会員の中から互選により選出し、総会において承認を得るものとする。

2 正会員 of 常任委員は、各学年・各学科 of 正会員の中から各1名を選出するものとし、特別会員の常任委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 工学部及び芸術学部 (以下「両学部」という。) 学部長
- (2) 両学部教務部長
- (3) 両学部学生部長
- (4) 中央図書館長及び中野図書館長
- (5) 両学部各学科主任 (基礎教育研究センター主任及び基礎教育主任を含む。)
- (6) 大学事務局長
- (7) 両キャンパス事務部長
- (8) 教育研究推進部長
- (9) 学事部長
- (10) 両キャンパス事務部庶務課長

(11) 両キャンパス事務部学務課長

- 3 会計委員は、副会長の中から1名及び特別会員の常任委員の中から1名を選出し、役員会の議を経て、総会において承認を得るものとする。
- 4 監査委員は、正会員の中から2名及び特別会員の中から1名を選出し、役員会の議を経て、総会において承認を得るものとする。
- 5 顧問は、会長が推薦し、役員会の議を経て、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

- 第11条 特別会員の常任委員及び顧問を除く役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特別会員の常任委員任期は、学内役職の在任期間とする。
 - 3 会長、副会長、正会員の会計委員及び監査委員が任期途中で退任したときの補充就任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 組 織

(後援会総会)

- 第12条 後援会総会は、本会の最高議決機関であり全会員によって組織され、会長が招集し、特別な事情のない限り、毎年1回開催するものとし、事業及び会計年度終了の日から3ヶ月以内に行う。
- 2 後援会総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 役員選任に関する事項
 - (2) 予算及び決算の審議と承認に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業執行の審議と承認に関する事項
 - (4) その他、本会が必要と認めた事項
 - 3 後援会総会の議決は、出席会員の過半数の同意によって成立するものとし、可否同数のときは会長がそれを決する。
 - 4 会長は、次の一に該当するときは、臨時後援会総会を招集するものとし、運営方法は後援会総会に準ずるものとする。
 - (1) 会長が、必要と認めたとき。
 - (2) 執行委員会または役員会から、開催を要求されたとき。
 - (3) 全会員の10分の1以上の連名による文書で、開催要求が提出されたとき。

(役員会)

- 第13条 役員会は、会長が招集し、会長、副会長、常任委員、監査委員及び顧問をもって組織する。
- 2 役員会は、特別な事情がない限り、毎年3月と7月の年2回開催する。ただし、必要がある

ときは臨時に開催することができる。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長、副会長及び監査委員の選出に関する事項
- (2) 予算・決算の原案及び総会への提案に関する事項
- (3) 事業計画の原案及び総会への提案に関する事項
- (4) 事業の執行状況の確認とその審議に関する事項
- (5) その他、役員会が必要と認めた事項

4 役員会の議決は、出席会員の過半数の同意によって成立するものとし、可否同数のときは会長が決する。

(執行委員会)

第14条 役員会の円滑な運用を図るために執行委員会を置き、会長、副会長及び次の各号に掲げる役員をもって組織する。

- (1) 両学部の学生部長並びに大学事務局長及び両キャンパスの事務部長
- (2) 両キャンパス事務部庶務課長及び学務課長

2 執行委員会は、会長が招集し、役員会において審議する予算、決算、事業計画及び重要事項等の原案を協議し、役員会に提案する。

第4章 会 計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了するものとする。

(会計処理)

第16条 本会の会計処理については、別に定める。

第5章 補 則

(会則の改廃)

第17条 本会則の改廃は、役員会及び総会の議を経て、会長が行う。

附 則

この会則は、昭和46年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和48年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、昭和50年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年3月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年7月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月4日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この会則の改正に伴い、「東京工芸大学学生災害互助会会則」（平成6年3月2日制定）及び「東京工芸大学学生災害互助会見舞金贈与規程」（平成6年3月2日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年10月23日から施行する。